

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

亡き妹の子供を 引き取りたいと思うのですが…。

先生には仕事の関係で前にお世話になりましたが、ちょっと私的なことでの相談です。
実は私の妹が3カ月前、交通事故で亡くなってしまいました。まだ36歳。私とは違い、小さい時から非常に活動的で、写真家として世界各地に出掛け、雑誌の連載も持っていました。若い時に恋愛結婚して子供が一人できましたが、すぐに離婚。甥は10歳になりますが、養育費は全くもらっていないとか。とにかく元夫とは完全な没交渉で、旅に出る時は私に甥を預けていきました。彼は伯母の私と祖父母に懐き、父親のことを話したことはありません。

自分にも何かあれば子供のことは頼むねと言われていたが、まさか本当にそんな時が来ようとは。したいことが山ほどあつたはずなのに、残念でたまりません。遺された甥の今後ですが、親権者だった妹が亡くなった今、親権は父親に行くのでしょうか。彼が今どこでどうしているのか、もちろん調べれば分かるでしょうが、全く情報がありません。

父親の問題さえなければ、私が甥の面倒を見たいと思つていますが、それが妹の遺志だと思います。私にとつても唯一の係累です。私は40歳で、実は一度結婚しましたが子供はできず、今更結婚して子供ができるとも思いません。私がるのは後見人です。甥が18歳になれば養子縁組に家裁の許可は不要です。以上は普通の養子縁組で、昨今知られるようになった特別養子縁組は夫婦でないときけませんので、念のために。

未成年後見人にもなれますし、 養子縁組をすることもできます。

それは本当に悲しく、つらいことですね。若くして亡くなったご本人が一番つらかったでしょうけれど。

妹さん、遺言は書いておられなかったのですよね。実は親権者は遺言で未成年後見人を指定できるのです(民法839条)。そこに「姉を」と書いてあれば、そこで決まりました。遺言がないので、家裁に後見人選任の申立てをしますが(840条)、その際候補として自らを挙げることにあります。家裁は調査官をつけていろいろな事情を調べ、もちろん未成年被後見人(甥)自身にも尋ねて、最もふさわしい後見人を選びます。

甥御さんは亡き妹さんの唯一の相続人なので、差し当たって事故の補償金も受け取りますが、法律的なことは未成年ではできないので、後見人が必要です。元夫が離婚後も養育費支払いと面会交流を続けて父親たるにふさわしく、自ら親権が欲しいと申し立ててくる場合には取れるかもしれませんが、このケースでは該当しません。

近い親族がいてくれて、甥御さんは本当に良かったです。中には親が亡くなって誰も近親者がいなかったり、いても疎遠だったり引き取らないという場合もあり、最悪児童施設に入ることにもなります。

後見人は被後見人が成人になる18歳までのもので、戸籍も別々のままです(甥の戸籍に後見人情報が載るだけ)。対して養子縁組は親子関係を創出するものなので、今後離縁しない限り、ずっと続きます。ただ、今は甥が未成年なので家裁の許可が必要です(798条)。養子縁組をすれば実の親子と変わ

らず、互いに扶助義務があるし(730条)、どちらかが死ねば相続が発生します。もしこの後結婚されても連れ子がいるのと同じで、配偶者の子を養子にするには家裁の許可は不要です。互いに家族を作るという意思があるのであれば最初から養子縁組をすればよいし、いったん後見人に就任後に改めて養子縁組をするのでも構いませんよ。甥御さんが18歳になれば養子縁組に家裁の許可は不要です。以上